

文化部活動の活動方針

佐野市立 城東中 学校

| | |
|-------------------|--|
| <p>学校の教育目標</p> | <p>【学校教育目標】</p> <p>自ら学び、優しい心でたくましく生きる生徒の育成</p> <p>【学校教育目標と文化部活動との関連】</p> <p>共通の目標、意欲関心をもつ者が集まった異学年集団の活動を通して、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・芸術文化を通して豊かな感性を育むとともに、生徒同士や生徒と教師の好ましい人間関係の中で、連帯感や達成感を味わわせ、人間的な成長を促す。 ・共通の目標に向け切磋琢磨することを通して、技術の向上や作品完成の喜び、感動を体感させ、最後まで頑張り抜く気力を高める。 ・自己の目標に向け努力する態度や、自ら学ぼうとする意欲を養う。 <p>【部活動の教育的意義】</p> <p>(1) 文化部活動は、芸術文化等の活動に親しみ、多様な表現や鑑賞の活動を通して、豊かな心や創造性の涵養及び、生涯を通じて芸術文化等に親しむ基礎を培うものである。</p> <p>(2) 学級や学年を越えて共通の意欲や関心をもつ者が集まり交流する中で、生徒同士や生徒と教師の好ましい人間関係の構築を図るとともに、学習意欲の向上、自己肯定感、連帯感の高揚など、生徒の多様な学びの場となり、人間的な成長を促す機会である。</p> |
| <p>文化部活動の基本方針</p> | <p>【学校の文化部活動に係る活動方針】</p> <p>1 適切な運営のための体制整備</p> <p>(1) 「佐野市文化部活動の在り方に関する方針」に則り、毎年度、「文化部活動の活動方針」の策定を行う。策定した活動方針等を学校のホームページへの掲載等により公表する。</p> <p>(2) 指導内容の充実、生徒の安全確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に文化部活動が活動できるよう、適正な数の部活動を設置する。</p> <p>2 文化部活動における安全管理の徹底</p> <p>(1) 部活動は、原則として顧問の立ち会いのもとで実施する。やむを得ず立ち会えない場合は、他の教員と連携し、安全面に十分留意した内容や方法で活動を行う。</p> <p>(2) 生徒の体調等の確認に努めるなど生徒の心身の健康管理に配慮し、事故防止に努める。</p> |

- (3) 熱中症の予防のために熱中症指数計により暑さ指数 (WBGT) を計測し、活動の実施について適切に判断する。また、活動中は、適宜休憩をとり、こまめな水分補給や健康観察を実施し、無理のない活動にする。
- (4) 万一、負傷や体調不良が起こった場合を想定し、処置の仕方やAEDの設置場所を把握するとともに、医療関係者、保護者等への連絡体制を整える。
- (5) 使用する施設、設備、用具等について定期的な安全確認を行い、事故防止に努める。

3 適切な指導の実施

- (1) 不適切な言動や体罰、ハラスメントの根絶を図る。
- (2) 技能の向上や大会等での好成績などそれぞれの目的を達成できるよう、分野の特性等を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的なレッスンの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。
- (3) 文化部活動に関わる各分野の関係団体等が作成した指導手引きを活用して合理的でかつ効率的・効果的な指導を行う。
- (4) 専門的知見を有する教師や外部講師、養護教諭と連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心について正しい知識を得たうえで指導する。

4 適切な休養日等の設定

- (1) 平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日 (週末) は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で休養日が確保できない場合は、休養日を他の週末に振り替える。
- (2) 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日 (学期中の週末を含む) は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- (3) 大会や地域行事・催し物への参加等で基準の活動時間を超えて活動する場合には、生徒の健康管理に十分配慮し、1日のうちに休養時間を適切に設定するとともに、別の日の活動時間を減らすなど、過当たりの活動時間にも留意する。
- (4) 各種大会・コンクール等2週間前において基準どおりに休養日が確保できない場合には、その前後に代替の休養日を確保する。
- (5) 長期休業中の休養日は、学期中に準じた扱いを行う。また、原則として8月13日～16日 (4日間)、12月29日～1月3日 (6日間)、年度末辞令交付日～年度始辞令交付日 (2日～4日) は、部活動の休養期間とする。

5 朝練習の実施について

- (1) 朝練習は原則、各種大会・コンクール等の2週間前から実施を認める。
- (2) 朝練習を行う場合は、生徒の健康、学校生活、授業に支障のない範囲で実施する。